

令和8年1月8日
国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所
鬼怒川ダム統合管理事務所

鬼怒川河川整備計画の変更に対する意見募集及び公聴会について

～住民の皆様から広くご意見を募集します～

国土交通省関東地方整備局では、「鬼怒川河川整備計画」の変更に向けて検討を進めているところです。

このたび、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集するとともに、茨城県、栃木県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたので、お知らせいたします。

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

関東地方整備局ホームページにて「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」を検索のうえ、内容をご確認ください。

○ 意見募集の実施について

別添1『「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対する意見募集について』を参照

○ 公聴会の開催について

別添2『「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対する公聴会の開催について』を参照

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 茨城県政記者クラブ 栃木県政記者クラブ
筑西市記者クラブ 宇都宮市政記者クラブ 日光記者クラブ 筑波研究学園都市記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 下館河川事務所

電話：0296-25-2161（代表） メールアドレス：ktr-shimodate_info@mlit.go.jp

副所長 成田（なりた）（内線：205）

流域治水課長 遠山（とおやま）（内線：351）

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対する意見募集について

国土交通省関東地方整備局では、「鬼怒川河川整備計画」の変更に向けて検討を進めているところです。このたび、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集することとしましたので、以下の意見募集要領によりご意見を募集します。

なお、関東地方整備局ではいただいたご意見を十分に検討したうえで、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」を作成させていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」

2. 意見募集期間

令和8年1月8日（木）～令和8年2月9日（月） 17時15分必着

※郵送の場合は、当日消印まで有効

3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から③をご記入したものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4.までご提出ください。

- ① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ② 住所（都道府県・市区町村）
- ③ 意見

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」の該当箇所（章、頁）をご記入の上、ご意見をご記入ください。

4. 提出先

○ 郵送の場合

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753 下館河川事務所 流域治水課

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」意見募集 事務局 宛

○ ファクシミリの場合 0296-25-3019

○ メールの場合 ktr-shimodate_info@mlit.go.jp

件名に「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」意見募集 事務局宛と明記ください。

5. 注意事項

- ① 一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ② 日本語でご記入ください。
- ③ いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村）を公表する場合があります。
- ④ 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥ 期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出さ

れたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

関東地方整備局ホームページ (<https://www.ktr.mlit.go.jp/>) にて「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」で検索のうえ、内容を確認ください。

② 資料の入手等の場所

募集期間中(土日祝日を除く8時30分から17時15分まで)は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更内容比較表)」の入手・縦覧が可能です。

- ・関東地方整備局文書閲覧室(埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階)
- ・下館河川事務所 1階 閲覧コーナー(茨城県筑西市二木成1753)
- ・下館河川事務所 石井出張所(栃木県宇都宮市石井町2347)
- ・下館河川事務所 伊讚出張所(茨城県筑西市女方173)
- ・下館河川事務所 鎌庭出張所(茨城県常総市新石下1302)
- ・鬼怒川ダム統合管理事務所 閲覧所(栃木県宇都宮市平出工業団地14-3)

7. 募集手続等に関する問い合わせ

下館河川事務所 流域治水課

TEL: 0296-25-2161(代表)

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対する意見

① 氏名			
② 住所		(都道府県名)	(市町村名)
意見該当箇所		③ ご意見	
章	頁	(意見毎にできるだけ200字以内で記載してください)	

【留意事項等】

意見提出様式については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対する意見

① 氏名		鬼怒川 太郎	
② 住所		(都道府県名) 茨城県	(市町村名) 〇〇市
意見該当箇所		③ ご意見 (意見毎にできるだけ200字以内で記載してください)	
章	頁		
■	◆	【意見1】 ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・ ・・・・・・・・・・ではないか。	
○	△	【意見2】 ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・ ・・・・・・・・・・と思う。	
□	×	【意見3】 ○○は、・・・・・・・・・・である。 また、・・・・・・・・・・の場合は、・・・・・・・・・・も考えられる。 上記を勘案すると、・・・・・・・・・・が望ましいと考えられる。	

〔 1/〇 〕

※複数ページになる場合には、〔該当ページ/全ページ数〕を記入してください。

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対する公聴会の開催について

国土交通省関東地方整備局では、「鬼怒川河川整備計画」の変更に向けて検討を進めているところです。

このたび、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」を作成し、河川法第16条の2第4項に基づき流域の茨城県、栃木県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたので、以下の公述人募集要領によりご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）を募集します。

なお、関東地方整備局ではお聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」を作成させていただきます。

公述人募集要領

1. 意見募集の対象

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」

2. 公述対象者

茨城県、栃木県に在住の方

3. 公述人募集期間

令和8年1月8日（木）～ 令和8年1月22日（木）17：15必着

※郵送の場合は当日消印まで有効

4. 応募方法

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対して、公述を希望される場合には、別添の応募用紙にご記入いただくか、下記①から⑤までをご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記5. までご応募ください。

① 氏名（ふりがな）

② 住所

③ 電話番号

④ ご希望の日時及び会場（第3希望までご記入ください。詳細は下記8. を参照ください。）

⑤ 意見の概要

※『応募用紙』（様式）を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。

5. 応募先

○ 郵送の場合

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753 下館河川事務所 流域治水課

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」公述人募集 事務局 宛

○ ファクシミリの場合 0296-25-3019

○ メールの場合 ktr-shimodate_info@mlit.go.jp

件名に「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」公述人募集 事務局宛と明記ください。

6. 注意事項

① ご意見の概要はできるだけ400文字以内としてください。

② 日本語でご記入ください。

- ③ 電話でのご応募は受け付けておりません。
- ④ 上記2. 以外に在住の方のご応募は無効とします。また、期限までに到着しなかった場合についても無効とします。なお、上記4. に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- ⑤ 公述に関する詳細は、別紙『「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」に対する公述に当たっての留意事項」をご確認ください。

7. 資料の入手方法等

- ① インターネットからの資料入手

関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/>) にて「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」で検索のうえ、内容をご確認ください。
- ② 資料の入手等の場所

募集期間中(土日祝日を除く8時30分から17時15分まで)は、以下の場所において、「公述人募集要領」、「応募用紙」、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」、「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(変更内容比較表)」の入手・縦覧が可能です。

 - ・関東地方整備局文書閲覧室(埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階)
 - ・下館河川事務所 1階 閲覧コーナー(茨城県筑西市二木成1753)
 - ・下館河川事務所 石井出張所(栃木県宇都宮市石井町2347)
 - ・下館河川事務所 伊讚出張所(茨城県筑西市女方173)
 - ・下館河川事務所 鎌庭出張所(茨城県常総市新石下1302)
 - ・鬼怒川ダム統管理事務所 閲覧所(栃木県宇都宮市平出工業団地14-3)

8. 公聴会開催日時及び開催会場

- 開催日時 令和8年2月6日(金)、令和8年2月7日(土)の2日間
 - ① 10~12時、② 13~15時、③ 15~17時のうち、ご希望の時間帯
- 開催会場 以下の2会場での開催となります。

会場①：下館河川事務所(茨城県筑西市二木成1753)

会場②：鬼怒川ダム統管理事務所(栃木県宇都宮市平出工業団地14-3)

 - ・上記開催日時のうち、ご希望の日時を第3希望までご記入ください。また、ご希望の会場もご記入ください。
 - ・ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、その結果、第3希望までで調整がつかなかった方には、日時や会場の調整のため、事務局から日程調整の連絡をさせていただきます。あらかじめご了承ください。
 - ・公述人への発表日時等のご連絡については、令和8年1月30日(金)頃に電話及び郵送またはメールで行う予定です。

9. その他

公聴会は、公開で行いますので傍聴が可能です。詳細については、公述人の募集終了後に改めてお知

らせします。

10. 応募手続等に関する問い合わせ

下館河川事務所 流域治水課

TEL：0296-25-2161（代表）

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」に対する公述に当たっての留意事項

「鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について、河川法第16条の2第4項に基づき茨城県、栃木県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするものです。

（公述にあたって留意事項）

- 1) 公述は、お一人につき2会場のいずれか1会場において1回とします。
- 2) 公述は、お一人につき15分を目安に行ってください。次の方がお待ちになられておりますので時間厳守をお願いします。
- 3) 公述は、公開で行います。
- 4) 関係住民の皆様からいただいたご意見については個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- 5) ご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）には、後日、事務局から受付時間を連絡いたしますので、その時間までに会場にお越しください。受付後、15分程度で意見の発表となります。
- 6) 公述人は、受付で運転免許証などご本人とご住所が確認できるものをご提示ください（代理人による陳述は出来ません）。
- 7) 公述人は、『応募用紙』に記載された意見に沿って発表してください。
- 8) 『応募用紙』のほかに、配布したい資料がある場合には、A4用紙片面2枚までにまとめた原稿を当日、受付にお渡しください。事務局で白黒両面コピーを行い、1枚にしたものを配布します。なお、3枚以上の資料配布を希望される場合には、2枚を超える分についてご持参ください。
- 9) 発表の際にプレゼンテーションソフト等の使用を希望される場合は、パソコンをご持参ください（事務局でプロジェクタ、スクリーン、プロジェクタケーブルは用意します）。

（公表）

- 1) 『応募用紙』については、個人情報が含まれる部分を除いた公表用の部分をコピーしたものを、会場で配布するなど公開します。また、当日提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 公述の状況については、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 3) いただいたご意見は、事務局で聴き取れる範囲で文字起こしを行い、後日関東地方整備局ホームページで公開する予定です。

